

道路運送法第 9 条第 4 項に定める協議について

- 山形県地域公共交通計画において、地域全体として維持すべき路線として位置付けるものについては、運賃も含めたサービス内容を、地域全体の協議と同意を得て決定すべきものとしています（「協議運賃」の設定）。
 - 今般、すでに協議運賃となっている下記系統を運行する事業者から、運行経路の変更に伴う運賃に係る改定の申し出があり、その変更にあたっては道路運送法第 9 条第 4 項に基づき、本協議会において協議が必要になるもの。
- ※ 本協議会で協議が調った際は、各事業者に協議済証明書を交付します。

1 対象路線及び改定内容

| 番号 | 系統 | 事業者 | 改定内容 |
|----|-------|----------------|-----------------------------|
| 1 | 米沢仙台線 | 山交バス株式会社 | 平均賃率を 19.07 から 19.08 に改正 |
| 2 | | ジェイアールバス東北株式会社 | 平均賃率を 18.95 から 18.96 に改正 |

※ 平均賃率とは、三角運賃表に記載される運賃の総和を同表に記載される走キロ程の総和で割り返したもの

2 適用する期間

令和 6 年 10 月 1 日から

3 協議理由

米沢仙台線の運行経路の一部について変更することに伴い、走キロ程の総和が変更になったことから、平均賃率を改定するもの。